

議 会 定 例 会 会 議 錄

令 和 7 年 9 月 3 日

岩出市議会

議事日程（第1号）

令和7年9月3日

開 会	午前9時30分
日程第1	議席の指定
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	諸般の報告
日程第5	市長の行政報告
日程第6	議案第47号 令和6年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第7	議案第48号 令和6年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第8	議案第49号 令和6年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第9	議案第50号 令和6年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第10	議案第51号 令和6年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第11	議案第52号 令和6年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について
日程第12	議案第53号 令和6年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定について
日程第13	議案第54号 専決処分の承認を求めることについて (令和7年度岩出市一般会計補正予算第3号)
日程第14	議案第55号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
日程第15	議案第56号 岩出市議会議員及び岩出市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
日程第16	議案第57号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第17	議案第58号 岩出市老人医療費の支給に関する条例の一部改正について
日程第18	議案第59号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第4号）

- 日程第19 議案第60号 令和7年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第61号 令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第62号 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第63号 市道路線の認定について
- 日程第23 質問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第24 質問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第25 質問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第26 質問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

開会

(9時30分)

○玉田議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、令和7年第3回岩出市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、市長の行政報告、議案第47号から議案第63号までの議案17件につきましては、提案理由の説明、引き続きまして、議案第47号から議案第53号までの決算議案7件につきましては、代表監査委員から決算の審査報告、諮問第1号から諮問第4号までの人権擁護委員候補者の推薦につきましては、執行部の説明、質疑、討論、議会の意見です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第1 議席の指定

○玉田議長 日程第1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指定することに決しました。

それでは、議席は、ただいまご着席のとおり指定いたします。

なお、1番議席は空席といたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第2 会議録署名議員の指名

○玉田議長 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、8番、杉本直哉議員及び9番、大上正春議員の両名を指名いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第3 会期の決定

○玉田議長 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月24日までの22日間とすることにご異議ありません

んか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月24日までの22日間と決しました。

～～～～～～～～～～～～

日程第4 諸般の報告

○玉田議長 日程第4 諸般の報告を行います。

本定例会に説明員としての出席者の職氏名及び本日の会議に説明員として追加の出席者の職氏名は配付の写しのとおりであります。

次に、本定例会に市長から提出のありました議案等は、配付のとおり、議案17件、質問4件と報告1件であります。

次に、令和7年第2回定例会から令和7年第3回定例会までの会務概要は、配付の議長報告書のとおりであります。

次に、令和7年度市議会議長会関係について、事務局から報告をさせます。

○事務局 市議会議長会関係について報告いたします。

令和7年7月8日火曜日、京都市のホテルオークラ京都にて、近畿市議会議長会第1回理事会が開催され、議長が出席いたしました。

主な内容は、開会、会長挨拶、各役員及び事務局長の紹介に引き続き、令和7年4月17日から令和7年7月7日までの会務報告、令和6年度近畿市議会議長会会計歳入歳出決算の審議を行いました。その後、協議事項では、令和7年度近畿市議会議長会の運営として、令和7年度行事予定、理事会の運営、各種会議運営等及び第23回全国市議会議長会研究フォーラムについて協議を行い、その他として、会長事務引継ぎ及び議長研修会について協議し、近畿市議会議長会第1回理事会が閉会されました。

以上です。

○玉田議長 以上で、諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～～

日程第5 市長の行政報告

○玉田議長 日程第5 市長の行政報告を行います。

市長。

○中芝市長 皆さん、おはようございます。

議員の皆様におかれましても、平素より岩出市の発展に対し、ご支援、ご協力を

賜り、誠にありがとうございます。

また、本日は皆様にご出席をいただき、令和7年第3回岩出市議会定例会を開会できること、厚くお礼を申し上げます。

それでは、本会議の開会に当たり、当面の岩出市行政についてご報告をいたします。

まず初めに、令和6年度一般会計歳入歳出決算についてであります。

歳入では、根幹をなす市税が定額減税により減少したものの、地方特例交付金や地方交付税などが増加したことにより、全体では増加しております。

歳出では、社会保障関係費の増加や、物価高騰等に対する支援や対策などに経費を要する状況が続いております。このような厳しい状況下においても、市民サービスの低下や将来の財政負担を招くことがないよう行財政運営に取り組んだ結果、令和6年度岩出市一般会計の歳入歳出決算における実質収支は5億439万2,138円の黒字決算となりました。

次に、国勢調査についてでありますが、本年10月1日が基準日となる日本に住んでいる全ての人を対象に行われる最も重要な統計調査で、現在、円滑な実施に向け準備を進めています。今後は、市民皆さんへの一層の啓発などに取り組んでまいります。

次に、職員採用試験についてでありますが、社会人や大学卒業者等を対象として、4月、5月に採用試験を実施しました結果、合計13名を採用することとなりました。また、本年10月1日付で採用予定の業務員と来年4月採用予定の一般事務職、技師、保健師、保育士、社会福祉士、助産師については、7月13日に一次試験、8月17日に二次試験を実施しました。今後、高校卒の一般事務職のほか、技師、技能労務職、福祉職に係る一次試験を9月21日に実施する予定であります。それぞれ最終の合格内定者数につきましては、後日、議会に報告させていただきます。

次に、10月26日日曜日、市内6小学校と船山地区公民館において実施いたします地域防災訓練についてでありますが、南海トラフを震源とした巨大地震が発生したと想定をし、逃げ遅れる人を出さないための初動体制の確立を目的に、地域防災訓練を開催いたします。議員の皆様におかれましても、地域での参加にご協力をお願いいたします。

次に、令和7年度敬老会についてでありますが、高齢者を敬愛する気持ちをより一層高め、長寿をお祝いするため、9月15日、敬老の日の午前9時30分から市民総合体育館において開催をいたします。今年度は、昭和26年12月31日以前に生まれた

方8,318名をご招待いたします。当日は、議員各位のご臨席を賜りますようよろしくお願ひをいたします。

次に、いわで夏まつりについてであります、夏まつり実行委員会、関係業界団体、市職員が一体となり、市民がつくる市民の祭りとして、8月最後の花火大会を開催することができました。今後も市民の皆さんのが喜んでいただける、夏を締めくくるイベントとして、継続していただきたいと思います。

次に、秋の主なイベントについてであります、市民運動会については10月12日、文化祭については11月1日、2日の両2日間でそれぞれ開催する方針で準備を進めています。また、文化祭開式においては、令和7年度岩出市民表彰式を市民総合体育館小ホールにおいて挙行し、長年にわたり市政の発展にご貢献いただいた方々を表彰いたします。議員各位におかれましては、ご臨席を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、3月議会でご承認いただきました大宮緑地総合運動公園多目的競技場の人工芝張り替え工事についてであります、市民運動会終了後から12月末までに施行をいたします。昨年オープンいたしましたいきいき広場と併せて、市民の生涯スポーツの振興を図ってまいります。

本日、ご説明を申し上げましたこれらの施策の推進に積極的に取り組み、岩出市政の発展に努めてまいりますので、今後とも議員の皆様方のご理解、ご支援をお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。よろしくお願ひをいたします。

○玉田議長 以上で、市長の行政報告を終わります。

市長の行政報告につきましては、会議終了後、その写しを全議員に配付させていただきます。

～～～～～～～～～～～～

日程第6 議案第47号 令和6年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について

～

日程第22 議案第63号 市道路線の認定について

○玉田議長 日程第6 議案第47号 令和6年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第22 議案第63号 市道路線の認定の件までの議案17件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○川端副市長 ただいま議題となりました諸議案についてご説明申し上げます。

今回ご審議をお願いする案件につきましては、令和6年度決算認定の案件が7件、専決処分の承認を求める案件が1件、条例案件が4件、令和7年度の補正予算案件が4件、市道路線の認定案件が1件の17件であります。

初めに、令和6年度決算認定の案件についてご説明いたします。

議案第47号 令和6年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定についてであります、歳入総額が214億7,854万2,359円、歳出総額が206億9,992万6,221円で、歳入歳出差引額は7億7,861万6,138円となりましたが、翌年度へ繰り越すべき財源があるため、実質収支額は5億439万2,138円となります。

次に、議案第48号 令和6年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります、歳入総額が56億2,006万59円、歳出総額が55億1,959万3,236円で、歳入歳出差引額は1億46万6,823円となりました。

次に、議案第49号 令和6年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります、歳入総額が37億5,159万2,846円、歳出総額が37億3,311万964円で、歳入歳出差引額は1,848万1,882円となりました。

次に、議案第50号 令和6年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります、歳入総額が12億6,845万9,853円、歳出総額が12億4,403万9,253円で、歳出差引額は2,442万600円となりました。

次に、議案第51号 令和6年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります、歳入総額、歳出総額ともに2,463万9,055円で、歳入歳出差引額はゼロ円となりました。

次に、議案第52号 令和6年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定についてであります、まず、剰余金の処分につきましては、未処分利益剰余金が2億2,699万9,691円で、減債積立金に1,388万1,441円を、建設改良積立金に7,751万2,771円を積み立てるほか、資本金に減債積立金取崩分として2,516万5,339円、建設改良積立金取崩分として1億1,044万141円を組み入れるものであります。

次に、決算額につきましては、収益的収入額は11億9,187万803円、収益的支出額は10億5,368万2,273円で、収入支出差引額は1億3,818万8,530円となりました。一方、資本的収入額は2億4,700万2,000円、資本的支出額は7億592万7,609円で、収入支出差引額は4億5,892万5,609円の不足が生じましたが、過年度分損益勘定留保資金などにより補填いたしました。

次に、議案第53号 令和6年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定についてであります、決算額につきましては、収益的収入額が11億8,819万8,240円、収益

的支出額は10億6,419万3,883円で、収入支出差引額は1億2,400万4,357円となりました。一方、資本的収入額は22億2,907万9,030円、資本的支出額は27億1,355万9,235円で、収入支出差引額は4億8,448万205円の不足が生じましたが、過年度分損益勘定留保資金などにより補填いたしました。

以上が、令和6年度決算認定の案件であります。

続いて、専決処分の承認を求める案件についてご説明いたします。

議案第54号 令和7年度岩出市一般会計補正予算第3号についてであります。既決の予算の総額に2億1,593万8,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策に係る事業財源について、歳出では、定額減税補足給付金給付事業費について補正を行うものであります。

続いて、条例案件についてご説明いたします。

議案第55号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでありますが、地方公共団体情報システムの標準化に対応するため、住登外者の情報の管理に関する事務を独自利用事務に追加するほか、所要の改正をするものであります。

次に、議案第56号 岩出市議会議員及び岩出市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてでありますが、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第57号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでありますが、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第58号 岩出市老人医療費の支給に関する条例の一部改正についてであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、被保険者証及び組合員証等の完全廃止に伴い、所要の改正をするものであります。

続いて、令和7年度補正予算案件についてご説明いたします。

議案第59号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第4号）についてであります。既決予算の総額に1,470万4,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、前年度精算による一部事務組合返還金について、歳出で

は、介護保険特別会計繰出金のほか、児童福祉施設費における工事請負費、児童福祉施設分担金、那賀消防組合負担金などについて補正を行うものであります。

次に、議案第60号 令和7年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。既決の予算の総額に3,215万9,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、令和6年度保険給付費等交付金、普通交付金の精算に伴う返還金の財源として、国民健康保険事業運営基金繰入金及び診療報酬等前年度精算金のほか、子ども・子育て支援事業費国庫補助金について、歳出では、子ども・子育て支援金制度の施行に伴う国民健康保険システム改修委託料のほか、過年度交付金の精算に伴う返還について補正を行うものであります。

次に、議案第61号 令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。既決の予算の総額に1,011万6,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、地域支援事業費にかかる国庫支出金のほか、地域支援事業費にかかる支払基金交付金、県支出金及び一般会計繰入金、介護給付費準備基金繰入金について、歳出では、地域リハビリテーション活動支援事業費にかかる委託料及び備品購入費のほか、過年度交付金の精算に伴う返還金について補正を行うものであります。

次に、議案第62号 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。既決の予算の総額に305万8,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、子ども・子育て支援事業費国庫補助金について、歳出では、子ども・子育て支援金制度の施行に伴う後期高齢者医療システムの改修委託料について補正を行うものであります。

次に、議案第63号 市道路線の認定についてであります。開発行為により帰属道路1路線を市道認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、提出しました諸議案の説明とさせていただきます。何とぞ慎重ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○玉田議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第47号 令和6年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件から議案第53号 令和6年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定の件までの議案7件につきまして、代表監査委員から決算の審査報告を求めます。

代表監査委員。

○安居代表監査委員 令和6年度岩出市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査についてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、審査に付された令和6年度岩出市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び附属書類並びに基金の運用状況について審査いたしましたところ、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、それらの係数は関係諸帳簿等と符合し、正確であることを認めます。

次に、令和6年度岩出市水道事業会計及び岩出市下水道事業会計決算審査について報告申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された令和6年度岩出市水道事業会計及び岩出市下水道事業会計決算、事業報告、附属明細書及び関係証書、附属書類を審査いたしましたところ、関係法令等に準拠して作成されており、違法、錯誤を認めず、経営成績及び財政状態を適正に表示していることを認めます。

なお、審査の概要等については、意見書に添付したとおりでございます。主な内容といたしましては、1点目、収入未済額等について、前年度と比較して、収入未済額は減少しております、不納欠損額は増加となっています。収入未済額の縮減は、健全財政の財源の確保、負担の公平性、行政に対する信頼性の確保からも重要な課題であります。今後とも、滞納者の実態把握と分析を迅速に行い、法的措置をはじめ、適正な滞納対策を講じるとともに、不納欠損処分に当たっては、債権の回収を放棄するものであることから、安易な時効による不納欠損処分とならないよう、日常の債権管理を適正に行うとともに、様々な方法を尽くした上で、より一層、公正かつ厳正に取り扱わみたい。また、水道料金や下水道使用料の収納対策についても、使用者の公平負担の面からも引き続き未収金解消に向け、適正な収納対策を進められたい。

2点目、財産管理については、引き続き適正な管理に努められたい。

3点目、補助金の交付については、交付に際し、事業内容及び補助の必要性、効果等十分精査した上で、交付決定をされるように努められたい。

4点目、財務会計事務については、各課においてその根拠となる法令等を十分把握した上で、適正な調定事務や予算執行事務に努められたい。

5点目、令和6年度について、国の経済については、コロナ禍の影響から脱し、企業収益が過去最高を更新するなど、穏やかな回復が続いているとされていますが、市民生活においては、賃金等の伸びが物価上昇に追いついているとは思えず、経済

状況はまだまだ不安定で、社会情勢を取り巻く環境も予断を許さないものであります。よって、市の財政の根幹である市税や地方交付税における財源確保については、依然として厳しい状況が見込まれております。持続可能な行政運営のために、国・県の補助制度を十分活用した歳入の確保に努めるなど、自主財源の堅持を図るとともに、職員一人一人のコスト意識の向上と、事務事業の創意工夫により、一層の効率的・効果的な取組を進められたいとしてございます。

なお、令和6年度決算審査で指摘事項は特にございません。

以上で、監査委員の報告とさせていただきます

○玉田議長 以上で、決算の審査報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第23 諒問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について～

日程第26 諒問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

○玉田議長 日程第23 諒問第1号 人権擁護委員候補者の推薦の件から日程第26 諒問第4号 人権擁護委員候補者の推薦の件までの諒問4件を一括議題といたします。

執行部から説明を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 提出いたしました人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。

人権擁護委員は法務大臣から委嘱され、任期は3年と定められております。その使命は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、もしこれが侵犯された場合には、その救済のため速やかに適切な措置を取るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることとされております。

本市では、現在8名の人権擁護委員が活動されております。今回お諮りいたしますのは、令和7年12月31日付をもって3名の委員が退任、1名の委員が任期満了となることに伴う計4名の人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会のご意見をいただくものでございます。

まず、諒問第1号は、三木周子氏の推薦についてであります。同氏は添付しております経歴書にありますように、長年、教員として勤務され、退職後は岩出市家庭相談員として従事され、現在は保護司として活躍しております。

続きまして、諒問第2号は、藤井孝宣氏の推薦についてであります。同氏も添付の経歴書にありますように、長年、教員として勤務され、令和2年3月に根来小学

校校長をもって退職され、現在は保護司として活躍されております。

続きまして、諮問第3号は、竹下佐栄氏の推薦についてであります。同氏は障害者福祉に关心を持ち、添付の経歴書にありますように、現在も障害者の介護ヘルパーとして従事されながら、ボランティア活動にも熱心に取り組まれております。

最後に、諮問第4号は、現委員の橋本眞由美氏の任期満了に伴い、引き続き同氏を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、議会のご意見を求めるものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○玉田議長 これより質疑に入ります。

諮問第1号から諮問第4号までの諮問4件に対する質疑の通告はありません。

以上で、諮問第1号から諮問第4号までの諮問4件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第1号から諮問第4号までの諮問4件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号から諮問第4号までの諮問4件は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論及び議会の意見をまとめます。

討論及び議会の意見は、議題ごとに行います。

諮問第1号に対する討論はありませんか。

(なし)

○玉田議長 討論なしと認めます。

以上で、諮問第1号に対する討論を終結いたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦の件について、議会の意見をまとめます。

諮問第1号は、適任とすることに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○玉田議長 起立全員であります。

よって、諮問第1号は、適任と決しました。

次に、諮問第2号に対する討論はありませんか。

(なし)

○玉田議長 討論なしと認めます。

以上で、諮問第2号に対する討論を終結いたします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦の件について、議会の意見をまとめます。

諮問第2号は、適任とすることに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○玉田議長 起立全員であります。

よって、諮問第2号は、適任と決しました。

次に、諮問第3号に対する討論はありませんか。

(なし)

○玉田議長 討論なしと認めます。

以上で、諮問第3号に対する討論を終結いたします。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦の件について、議会の意見をまとめます。

諮問第3号は、適任とすることに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○玉田議長 起立全員であります。

よって、諮問第3号は、適任と決しました。

次に、諮問第4号に対する討論はありませんか。

(なし)

○玉田議長 討論なしと認めます。

以上で、諮問第4号に対する討論を終結いたします。

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦の件について、議会の意見をまとめます。

諮問第4号は、適任とすることに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○玉田議長 起立全員であります。

よって、諮問第4号は、適任と決しました。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

○玉田議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を9月9日火曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を9月9日火曜日、午前9時30分から開くことに決しました。  
本日は、これにて散会いたします。  
どうもご苦労さまでした。

散会

(10時05分)